

○ 住民説明会における意見等（金田漁業協同組合）

1. 日 時 令和元年8月1日（木）16時05分から17時25分まで
2. 場 所 金田漁業協同組合
3. 出席者 防衛省整備計画局、北関東防衛局ほか
木更津市企画部
4. 参加者 40名
5. 防衛省から説明資料に沿って説明後、以下のとおり質疑応答。

※【○主な質問等】【●防衛省の説明】【※木更津市の説明】

1. 木更津駐屯地を選定した理由について

- 木更津駐屯地が暫定配備先として最適であると判断した理由について詳細に説明いただきたい。このままでは、佐賀空港への配備を断念したから木更津駐屯地に配備する、と受け止められてしまう。また、木更津駐屯地が好条件であるのであれば、当初から木更津駐屯地に配備をすれば良かったのではないか。
- 陸自オスプレイは、南西諸島の島嶼防衛のために導入を決定したものであり、恒久的な配備先は、水陸機動団に近い佐賀空港が最適である。他方、平成26年にオスプレイの導入を決定し、機体の納入は平成30年度末を予定していたところであるが、それまでに施設整備が進まなかったもの。他方、島嶼防衛は喫緊の課題であり、佐賀空港で施設整備を行う間も、陸自オスプレイを国内で運用して、要員の練度や即応態勢を維持する必要がある、暫定配備を行う必要性が生じた。陸海空の3自衛隊の全ての航空基地を検討したが、説明資料7頁に記載している要件を全て満たす自衛隊基地の中で、最適だったのが木更津駐屯地であったもの。
- 木更津駐屯地は元々、米軍基地であることも、暫定配備を決定する要素の一つか。
- 木更津駐屯地では、現在、普天間飛行場に配備されている、米海兵隊MV-22オスプレイの定期機体整備を行っているが、陸自オスプレイの暫定配備と木更津駐屯地が米軍への提供施設であることとは一切因果関係はない。

2. 木更津駐屯地への暫定配備期間について

- 暫定配備の期間について、目算では。
- 現在、佐賀県と有明海漁協において、佐賀空港建設時に締結された公害防止協定で確認されている、『県は佐賀空港を自衛隊と共用するような考えをもっていない』旨の考え方の取扱いについて協議がなされているところであり、本年5月には佐賀県知事が有明海漁協に対して、直接の説明を行ったところ。当該協議の進捗に応じ、施設整備に係る測量、基本検討等を行うことができ

れば、工期がおおむね判明すると思われるが、現時点で暫定配備期間をお示しすることは困難である。

3. オスプレイの安全性について

- 木更津駐屯地の滑走路が我が家を向いている状況であり、そんな中、航空機騒音よりも、航空機が墜落しないか心配である。個人的意見だが、滑走路の向きを変えることはできないのか。
- 離着陸を行う向きは風向きによっても変わるものであるし、また、羽田空港の管制との兼ね合いもあることから、滑走路の向きを変更することは困難である。

4. 生活環境への影響について

【騒音等】

- 説明資料によると、大気質への影響はほとんどない、とのことだが、多少なりとも増加はするのだろう。また、騒音が酷くなることは目に見えており、資料のデータを簡単に信じることはできない。
- 騒音については、現状よりも配備機数が増加することから、多少なりとも影響が見込まれるのは御指摘のとおり。大気質については、ほぼ影響はないと考えている。
- オスプレイとCH-47の騒音比較について、測定時の航空機の出力はどの程度であったか。地元が納得しやすくするため、出力を落としている状態で測定していたのではないか。
- 航空機は高度を維持するため、それに見合った出力で飛行するものであり、騒音を低く抑えるために出力を抑える、といった、故意に騒音を抑えて飛行し計測することはあり得ない。

【飛行経路】

- 説明資料に『木更津駐屯地の東側は住宅地、学校などが所在しているため、騒音の面でご負担を生じさせないよう、オスプレイは原則、場周経路の大半が海上である駐屯地の西側を飛行する』との記載があるが、我々は西側の場周経路下に居住しており、学校等も所在している。さらに我々漁業者は、まさに海で仕事をしているが、これは東側よりも西側の住民を軽視している、ということか。オスプレイの暫定配備を否定するものではないが、意見として述べさせていただく。
- 場周経路下の皆様に多大な負担を掛けていることは重々承知しており、決して軽視をしているものではない。仮にそのように思われたのであれば、申し訳ない。

5. 漁業への影響について

- 魚にとって快適な音の強さで、音源に寄ってくる音圧である『誘致レベル』というのは本当に存在するのか。そのような音があるのであれば、漁業は簡単にできてしまうが。
- 日本水産資源保護協会が作成した資料に掲載があり、それを引用している。

6. その他

【補償等】

- 報道によると、佐賀県は陸自オスプレイの受入れに関し、１００億円の基金を創設し、漁業者への振興基金に充てるとのことであるが、木更津市に対しては、何らかの手当はないのか。金が欲しいと言っているわけではなく、何らかの手当があっても良いのでは、という質問。
- 佐賀空港は県営空港であり、佐賀県佐賀空港条例の規定に基づいて、着陸料として支払うものである。着陸料については、防衛省から佐賀県へ支払うもので、佐賀県が漁業振興基金等の目的で使用するもの。１００億円の算出方法は、佐賀空港建設に際して、佐賀県が関連施設整備のために支出した約２００億円の半分の額となっている。木更津市に対しては、着陸料は発生しないが、オスプレイが暫定配備されたことを受け、騒音や大型トラックの走行による道路の陥没等、何らかの被害が発生した際には、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づいて適切に対応する。また、同法第９条において、特定防衛施設に対する交付金があるが、この交付金をどのようにあてがうのかについては、自治体が判断するものになる。
- 木更津市には６漁協があり、今後、何らかの形で防衛省と相談することは可能なのか。
- 相談にのることは可能である。
- 陸自オスプレイが墜落等し、何らかの被害が発生した場合は、国が被害の補償等を行ってくれるのか。
- 事故はあってはならないことであるが、万が一、事故が発生し、何らかの被害を与え、防衛省が賠償の責を負う場合には、適切に対応する。

【木更津市への質問・意見】

- 議会のみで最終的な判断をしてよいのか。市民の代表や、漁業関係者の代表も最終的な意思決定の場にいるべきではないか。